平成２２年（フ）第３９４号
群馬県高崎市問屋町西２丁目６番地５　アルファ高崎501号
債務者　本多　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６１１号
新潟市西区小針上山９番26号　カサデ藤山Ｂ－２
債務者　森　　弓弦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１６号
新潟市中央区幸町10番29号
債務者　植田　善子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７７号
静岡県御殿場市川島田317番地の１　レオパレスカワシマ201、前住所静岡県御殿場市新橋675番地の３
債務者　天野　杏奈
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
静岡県熱海市桜木町10番19号　熱海パークマンション311号、前住所静岡県熱海市紅葉ガ丘町17番41号
債務者　小川　喜弘
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中海道８番地
債務者　長野　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５１７号
愛知県一宮市定水寺字赤本田40番地６
債務者　板屋　　勲
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３５２号
京都府長岡京市井ノ内上印田３番地の22
債務者　髙橋　里美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０７号
京都市右京区西院西寿町15番地
債務者　小出　正夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
京都市右京区西院西寿町15番地
債務者　小出　利子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８号
堺市東区菩提町１丁223番地
債務者　片岡　照美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９８号
堺市堺区向陵西町２－６－10　レオパレス花水木一番館201号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市豊野町12番14号
債務者　山田　孝浩
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０５号
堺市堺区中三国ヶ丘町２丁１番10号、前住所堺市堺区大仙西町５丁131番地３　ベルメゾン御陵303号
債務者　野口防水工業こと　野口　英明
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３０号
堺市堺区高砂町１丁12番地　株式会社荒木建設内
債務者　宮川　義治
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３４号
大阪府松原市阿保１丁目４番12―406号
債務者　濱田はるな（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４３号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番24号
債務者　出崎土木こと　出崎　　譲
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７６号
大阪府松原市高見の里２丁目12番地の12
債務者　川枝花武人（旧姓羽山）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係